

令和 2 年 3 月 1 1 日
青森県危機対策本部

新型コロナウイルス感染症に係る県主催イベント・行事等の開催 の考え方と開催時における対策について

- 当初の 3 月 15 日までとしていた期間を 3 月 31 日まで延長する。

1 基本的な考え方

- 県主催のイベント・行事等については、全ての参加者及び関係者の連絡先等が把握できる場合は、感染防止対策を実施したうえで開催する。
- 不特定の方が集まるイベント・行事は、原則、中止または延期とする。

2 イベント・行事等開催時の感染防止対策について

- イベント・行事等開催時には、以下の項目など取りうる限りの感染防止対策を徹底する。
 - ・ 会場にアルコール手指消毒液を設置し、確実に実施すること
 - ・ 会場の換気を十分行うこと
 - ・ 参加者への手洗いの推奨を行うこと
 - ・ 参加者に咳エチケットの徹底を要請すること
 - ・ 発熱や風邪症状がみられる方には参加自粛を協力要請すること
 - ・ 妊婦、高齢者及び基礎疾患をお持ちの方で、感染リスクを心配される方には参加自粛を協力要請すること

※ 新型コロナウイルス感染症の今後の国内における感染の広がりや県内での発生状況等に応じて適宜見直すこととする。